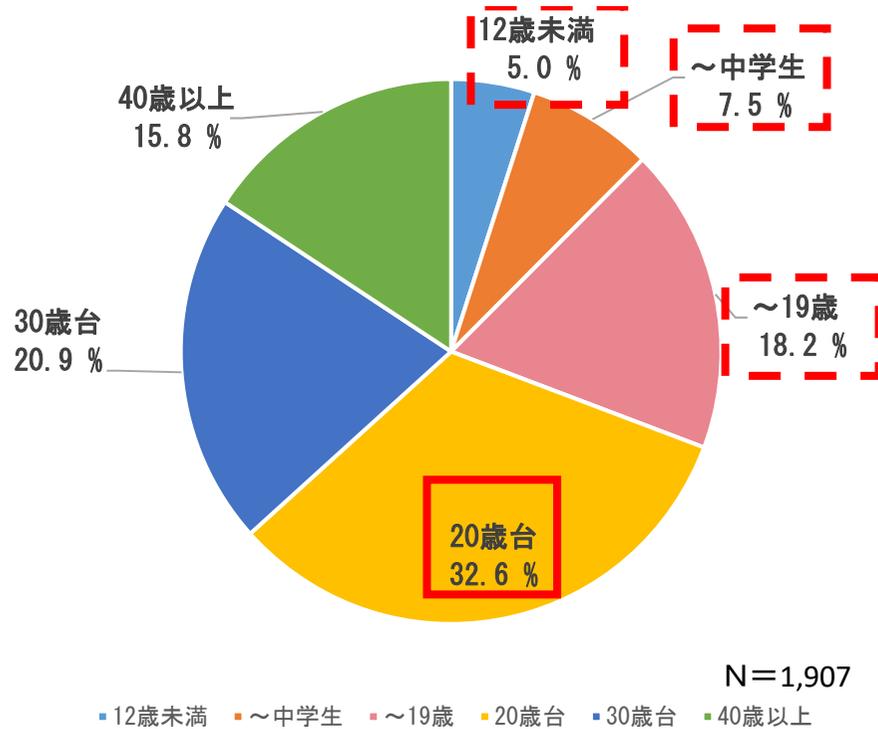


性犯罪・性暴力被害の相談者の年齢

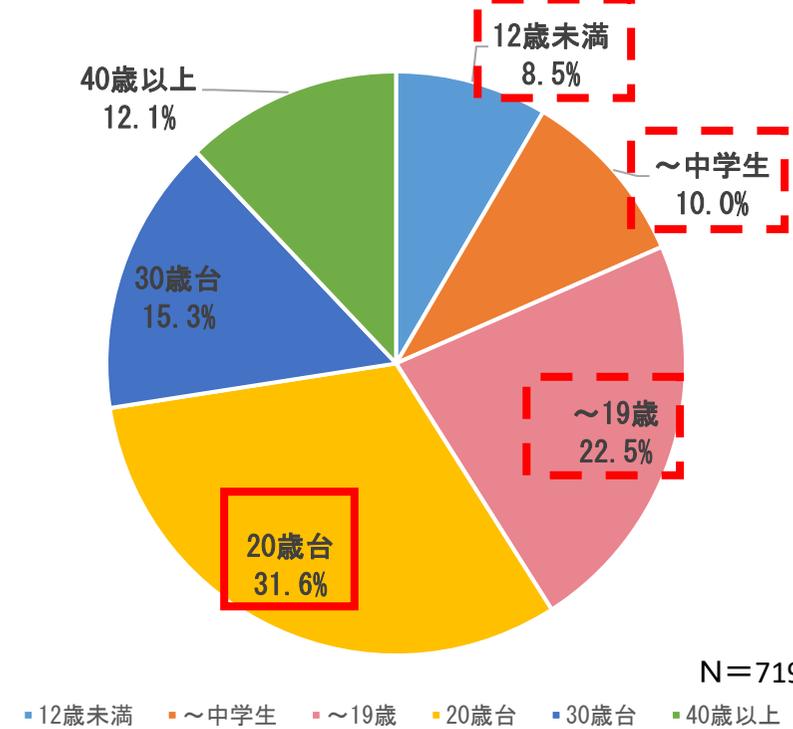
被害者の年齢

電話相談、面談とも、20代以下が約7割

<電話相談>



<面談>



※年代が不明の相談者を除いた場合の割合（令和元年6月～8月）

- ・電話相談では、20歳台が32.6%、面談でも、20歳台が31.6%と最も多い。
- ・面談では、4割以上を10代以下の被害者が占めており、中学生以下に限っても、約2割に上る。

性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の推進

- 性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、こうした性暴力の根絶に向けては、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないための教育や啓発に関する取組を強化することが必要。
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月関係府省会議決定)に基づき、令和2年度、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引き等を作成。
- これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引きの内容

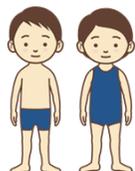
・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成

(主な教材の内容)



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の程度等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等

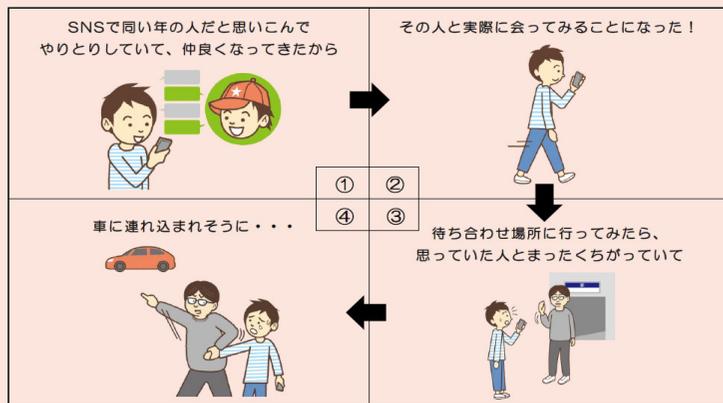


みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのかな？



性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。 ● 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。 	<p>こんな思い込みをいませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現 ● 受けがあれば暴力は許される ● 男は強引なほうがいい女は要領にしたがうもの 	<p>親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分がいやだと思ったことはいやと言える ● 相手がいやがることはしない 	

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう

令和2年度

○子供たちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないために、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、発達段階に応じた生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。

令和3年度～4年度

○文部科学省において、教材や指導の手引きを活用したモデル事業（子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業）を実施。

○令和3年度は、のべ13自治体49校が参加。

○モデル事業の実施により、教育機関における指導モデルを開発。

令和5年度

○モデル事業の成果や課題を踏まえ、全国へ展開。